

資料編

[資料編の内容]

1	策定経過	103
2	千歳市次世代育成支援対策地域検討会	105
3	千歳市保健福祉調査研究委員会	107
4	千歳市保健福祉推進委員会	110
5	アンケート調査実施概要	113
6	パブリックコメント実施概要	113
7	用語解説	114

1 策定経過

平成20年度

年月日	会議名等	内容
平成20年10月23日	第2回保健福祉推進委員会作業部会	前期計画の進捗状況について 後期計画策定の方針等について アンケート調査について
平成20年10月28日	第2回保健福祉推進委員会	
平成20年11月5日	第2回保健福祉調査研究委員会	
平成20年11月10日	第1回次世代育成支援対策地域検討会	計画策定の概要 アンケート調査について
平成20年11月27日 ～12月10日	就学前児童及び小学生児童のいる世帯 を対象としたアンケート調査の実施	
平成20年12月1日 ～12月19日	中高生を対象としたアンケート調査の 実施	

平成21年度

年月日	会議名等	内容
平成21年4月16日	第2回次世代育成支援対策地域検討会	アンケート調査の結果について 策定指針の改正点について
平成21年6月9日	第3回次世代育成支援対策地域検討会	子育てに関する意見について (ワークショップ形式)
平成21年6月4日 ～7月6日	子育て支援の関係団体等への意見聴取	子育てサークル、ファミリー・サ ポート・センターサブリーダー、 学童クラブ指導員、児童館リーダ ーなど
平成21年6月24日	第1回保健福祉推進委員会作業部会	アンケート調査結果について 前期計画の進捗状況について
平成21年6月26日	第1回保健福祉推進委員会	
平成21年6月29日	第1回保健福祉調査研究委員会	
平成21年7月21日	第4回次世代育成支援対策地域検討会	前期計画の進捗状況について 子育てに関する意見について (グループ毎の意見集約・発表)
平成21年8月19日	後期行動計画に係る目標事業量等の報 告について	「子育て支援関係事業に係る目 標値報告書」の提出(道・国)
平成21年10月6日 ～10月21日	後期計画に係る部内担当係長会議 (3回開催)	後期計画に係る施策体系・具体的 施策について
平成21年10月27日	第5回次世代育成支援対策地域検討会	人口推計・目標事業量について 後期計画(素案)について

資料編

年月日	会議名等	内容
平成 21 年 11 月 13 日	第 2 回保健福祉推進委員会作業部会	後期計画（素案）について
平成 21 年 11 月 17 日	第 2 回保健福祉推進委員会	
平成 21 年 11 月 25 日	第 2 回保健福祉調査研究委員会	
平成 21 年 12 月 3 日～ 平成 22 年 1 月 13 日	パブリックコメント（意見公募） 後期計画（素案）の公表	
平成 22 年 1 月 25 日	パブリックコメントによる意見募集の 結果公表	
平成 22 年 1 月 29 日	第 6 回次世代育成支援対策地域検討会	後期計画（案）について
平成 22 年 2 月 3 日	第 3 回保健福祉推進委員会作業部会	
平成 22 年 2 月 10 日	第 3 回保健福祉推進委員会	
平成 22 年 2 月 19 日	第 3 回保健福祉調査研究委員会	

2 千歳市次世代育成支援対策地域検討会

〔要 綱〕

千歳市次世代育成支援対策地域検討会設置要綱

平成 15 年 10 月 21 日

市 長 決 裁

(設置)

第 1 条 千歳市における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について検討するため、千歳市次世代育成支援対策地域検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 検討会は、千歳市子育て支援計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項を検討するものとする。

(組織)

第 3 条 検討会は、次に掲げる者のうちから20人以内をもって組織する。

- (1) 事業主
- (2) 子育て支援関係者
- (3) 保健・福祉関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 公募で選考した者
- (6) 市の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 検討会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 検討会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第 6 条 検討会の庶務は、子育て推進課において行う。

(報酬等)

第 7 条 委員には、報酬、旅費等を支給しない。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の議事その他運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

【委員名簿】

会 長 田中 博之

副会長 児玉 美津子

選出区分	選出団体等	役職等	氏名
事業主 (要綱第3条第1号)	株式会社 山三ふじや	千歳市立図書館長	新谷 俊一
	株式会社 ダイナックス	人事チームマネージャー	中野 和久
子育て支援関係者 (要綱第3条第2号)	千歳市私立幼稚園連合会	向陽台つくし幼稚園長	中村 光彦
	千歳市私立保育所連合会	アリス保育園長 (地域子育て支援センター長)	児玉 美津子
	子育てサークル このゆびと～まれ	代表	森田 有紀
	特定非営利活動法人 ライフヘルプちとせ	理事	高田 幸子
保健・福祉関係者 (要綱第3条第3号)	千歳保健所	主査 (子育て支援・相談) (保健師)	立花八寿子
	千歳保健所	主査 (栄養士)	村上 峰子
	千歳市歯科衛生士会	会長	瀧川 裕子
	社会福祉法人 千歳市社会福祉協議会	常務理事兼事務局長	二ツ屋 香
	千歳市民生委員児童委員 連絡協議会	理事 (児童部会長、主任児童委員)	中村 幸子
	千歳市町内会連合会	理事 (青少年部会副部会長)	藤木 邦啓 (平成21年7月1日から)
	千歳市町内会連合会	常任理事 (青少年部会長)	久保田 守 (平成21年5月23日まで)
教育関係者 (要綱第3条第4号)	千歳市校長会	事務局次長 (桜木小学校長)	田中 博之
	千歳市PTA連合会	副会長	野崎 美香
公募で選考した者 (要綱第3条第5号)			高浜真理子
			林 むつみ
市の職員 (要綱第3条第6号)	千歳市 子育て総合支援センター	センター長	庄司 智子

3 千歳市保健福祉調査研究委員会

〔要 綱〕

千歳市保健福祉調査研究委員会設置要綱

平成 6 年 4 月 20 日

市 長 決 裁

(設置)

第 1 条 社会福祉を取りまく様々な環境の変化に対応した保健福祉の推進にあたり、総合的に調査、研究し、もって市民の福祉増進を図るため、千歳市保健福祉調査 研究委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、市長の求めに応じて、次の各号に掲げる事項について調査、研究し、意見を具申するものとする。

- (1) 保健、福祉等の市民福祉に関すること。
- (2) その他市民福祉の増進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、22 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体を代表する者
- (3) 市長が別に定めるところにより公募で選考した者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、補充することが出来る。ただし、補充により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期の満了又は委員の補充以外の理由により新たに委嘱される委員の任期は、第 1 項の規定にかかわらず、他の委員の任期の満了日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

資 料 編

(会議の運営)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長が必要と認めたときは、関係機関等に職員の出席を要請することができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、専門部会をおくことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において行う。

(委員長への委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月20日から施行する。
- 2 千歳市福祉調査研究委員会設置要綱（平成4年1月14日市長決裁）は廃止する。

附 則 （平成9年6月11日市長決裁。）

- 1 この要綱は、平成9年6月11日から施行する。

附 則 （平成10年6月19日市長決裁。）

- 1 この要綱は、平成10年6月19日から施行する。

附 則 （平成14年11月21日市長決裁。）

- 1 この要綱は、平成14年11月21日から施行する。

[委員名簿]

千歳市保健福祉調査研究委員会 委員名簿

< H 2 1 . 7 . 1 現在 >

(任 期 平成20年9月1日から平成22年8月31日まで)

選出区分	選出機関・団体等	役職等	氏名
知識及び経験を有する者 要綱第3条第2項第1号	北海道・千歳地域保健部(千歳保健所)	企画総務課長	高谷 貢
	千歳医師会	理事	長澤 邦雄
	千歳市歯科医師会	理事	尾島 勇
保健福祉関係機関、団体を代表する者 要綱第3条第2項第2号	千歳市社会福祉協議会	会長	力示 武文
	千歳市民生委員児童委員連絡協議会	副会長	須磨 紀子
	千歳市社会福祉協議会ボランティア部会	委員	高橋 貞敏
	千歳市老人クラブ連合会	会長	菅原文 彌
	千歳身体障害者福祉協会	副会長	田中 多恵子
	千歳市手をつなぐ育成会	理事	青木 繁雄
	千歳市母子会	理事	坪井 佐智子
	千歳市女性団体協議会	副会長	木村 紀久子
	千歳市町内会連合会	副会長	大野 知之
	千歳市赤十字奉仕団	団員	芥川 エミ子
	千歳市つくし会	会長	愛澤 光司
公募で選考した者 要綱第3条第2項第3号	一般公募		中村 由美子
	一般公募		下村 文繪
市長が必要と認める者 要綱第3条第2項第4号	千歳市社会教育委員の会議	委員	赤堀 美智子
	千歳商工会議所	事務局次長	佐々木 孝雄
	連合北海道石狩地域協議会千歳地区連合	会長代行	秦 周一
	千歳市私立幼稚園連合会	くるみ幼稚園副園長	伊藤 由紀子
	千歳市私立保育所連合会	つくし保育園園長	梅原 進

4 千歳市保健福祉推進委員会

〔要 綱〕

千歳市保健福祉推進委員会設置要綱

平成 14 年 1 月 23 日

市 長 決 裁

(設置)

第 1 条 市における保健福祉に係る各種施策を総合的かつ有機的に推進するため、千歳市保健福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画に関すること。
- (3) 介護保険事業計画に関すること。
- (4) 障害者福祉計画に関すること。
- (5) 子育て支援計画に関すること。
- (6) 健康増進計画に関すること。
- (7) 食育推進計画に関すること。
- (8) その他保健福祉等に関すること。

(委員会の構成)

第 3 条 委員会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は保健福祉部長を、副委員長は保健福祉部次長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は会議の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会に作業部会を置く。

2 作業部会の構成員及び運営に関する事項は、保健福祉部長が別に定める。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年1月23日から施行する。
- 2 千歳市高齢者福祉推進委員会設置要綱（平成10年5月15日）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年10月3日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月16日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年7月10日から施行する。

【委員名簿】

所 属	保健福祉推進委員	作業部会員
企画部	次長	企画課長
		まちづくり推進課長
総務部	次長	総務課長
		危機管理課長
		行政管理課長
		財政課長
市民環境部	次長	市民生活課長
		国民健康保険課長
		高齢医療課長
		男女共同参画推進課長
		廃棄物対策課長
保健福祉部	部長〈委員長〉 次長〈副委員長〉 総合保健センター長	次長〈部会長〉
		福祉課長〈副部会長〉
		高齢者支援課長
		障がい者支援課長
		子育て推進課長
		保育課長
		子育て総合支援センター長
		こども療育課長
		健康推進課長
産業振興部	次長	商業労働課長
		農林振興課長
建設部	次長	道路管理課長
		市営住宅課長
		道路建設課長
		都市整備課長
		建築課長
市立千歳市民病院事務局	次長	総務課長
消防本部	次長	総務課長
教育部	次長	企画総務課長
		生涯学習課長
		スポーツ課長

5 アンケート調査実施概要

	就学前児童のいる 世帯	小学生児童のいる 世帯	中高生
調査対象者と 抽出方法	就学前児童のいる世帯 から無作為抽出	小学生児童のいる世帯 から無作為抽出	市内の中学校3校と高 等学校2校の在席生徒
調査方法	郵送調査法		留置調査法
調査時期	平成20年11月27日～12月10日		平成20年12月1日 ～12月19日
サンプル数	1,500	1,500	2,336
有効回収数	860	797	2,191
有効回収率(%)	57.3	53.1	93.8

6 パブリックコメント実施概要

案 件 名	千歳市子育て支援計画[後期計画](素案)について	
意見募集期間	平成21年12月3日(木)～平成22年1月13日(水)	
意見の件数(提出者数)	12件(4人)	
意見の取扱い (対応内容の分類)	① 案を修正するもの	2件
	② 既に案に盛り込んでいるもの	2件
	③ 今後の参考とするもの	1件
	④ 意見として伺ったもの	7件
意見の受け取り方法	電子メール	1人
	郵便	0人
	ファクシミリ	0人
	意見箱	1人
	直接持参	2人

7 用語解説

< >内は記述のある主なページです。

あ 行

アスペルガー症候群

自閉症の一種ですが、通常の自閉症とは異なり知的障がい無く、人や社会とのコミュニケーションに支障をきたしやすいという特徴があります。高機能自閉症ともいいます。

〈93 頁〉

か 行

街区公園

主に街区内の居住者の利用を目的に、1 か所あたりの面積が 0.25 ヘクタールを標準として配置する公園のことです。

〈17・29 頁〉

学校評議員

保護者や地域の方々の中から校長に選ばれ、幅広く学校運営についての意見を求められる人のことです。

〈66 頁〉

カンファレンス

状況の把握やケア・支援の方針について検討する担当者の検討会議のことです。

〈48・51・52 頁〉

近隣公園

主に近隣の居住者の利用を目的に、1 か所あたりの面積が 2ヘクタールを標準として配置する公園のことです。

〈17・29 頁〉

合計特殊出生率

一生の間に一人の女性が生む子どもの平均数で、15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したものです。

〈1・8・10 頁〉

広汎性発達障害

脳の機能障がいとされ、想像する力やコミュニケーションなどに困難を抱えるもので、知的に遅れがない高機能自閉症やアスペルガー症候群などを含めた総称のことです。PDD (Pervasive Developmental Disorder の略)ともいいます。

〈93 頁〉

心の教室相談員

地域の教職経験者や相談業務の経験者などの中から小学校に配置され、児童の心の悩みやストレスを和らげるため、児童の身近な話し相手として相談にあたる人のことです。

〈17・88 頁〉

さ 行

里親

保護者のいない子どもや保護者に看護されることが不相当であると認められる子どもの養育を希望し、都道府県知事に認められた人のことです。

〈85・89 頁〉

児童虐待

子どもの保護者（同居人による虐待行為の放置を含む。）が子どもに対し、身体的に危害を加えたり、適切な保護や養育を行わないことにより、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為のことで、虐待の行為は、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（養育の怠慢、拒否）、心理的虐待の4つに分類されます。

〈24・25・85・86・87頁〉

自閉症

幼児期に明らかになる広汎性発達障害のひとつで、脳の機能障がいの原因とする社会性とコミュニケーションと想像力の障がいを基本とする発達障がいのことです。

〈93頁〉

スクリーニング

いろいろな状況や条件の中から必要なものを抽出・選出することです。

〈52頁〉

スクールカウンセラー

学校における教育相談体制の充実を図るために、小中学校に配置される臨床心理士などで、児童、生徒、保護者、教職員の相談に対応する専門的な知識や経験を持つ人のことです。

〈17・88頁〉

た 行

多目的トイレ

男性用トイレ・女性用トイレとは別に設けられ、おむつ替えスペースがあるなど、設備や広さの面で誰でも利用しやすいように配慮されているトイレのことです。

〈75頁〉

注意欠陥多動性障害

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を示す行動障がいのことで、ADHD（Attention Deficit Hyperactivity Disorderの略）ともいいます。

〈93頁〉

は 行

パブリックコメント

行政機関が計画等を策定するにあたって、事前に計画等の案を住民に示し、その案について広く住民から意見や情報を募集することです。

〈4頁〉

バリアフリー

障がいのある人や高齢者などの行動を妨げている建築的な障壁を取り除いた建築設計のことです。最近では、障がいのある人や高齢者などが社会的、心理的にこらむっている偏見や差別意識を取り除く「心のバリアフリー」も含まれるとされており、障がいとなるあらゆる障壁を取り除く意味にも使われています。

〈73・74・75・76頁〉

フレックスタイム制

1か月以内の一定の期間の総労働時間を定めておき、労働者がその範囲内で入社退社時刻を自分で決定する勤務体制のことです。

〈78頁〉

母子自立支援員

母子家庭などの自立促進に向けた総合的・継続的な相談に応じ、自立に必要な情報提供、指導、職業能力向上、求職活動に関する支援などを行う人のことです。

〈85・90・91頁〉

や 行

有配偶率

配偶者（妻または夫）のいる人の割合のことです。なお、配偶関係には、有配偶のほか、未婚、離別、死別の4つがあります。

〈7・8頁〉

ユニバーサルデザイン

1980年代にアメリカの建築家であり工業デザイナーであった故ロナルド・メイス氏によって提唱された概念であり、「すべての人のためのデザイン」を意味し、文化や国籍の違い、性別、年齢や障がいの有無などにかかわらず、はじめからすべての人が利用できるように施設、製品、情報を設計（デザイン）することをいいます。

〈75頁〉

ら 行

ライフスタイル

生活の様式のことですが、人生観や価値観・習慣などを含めた個人の生き方のことを指している場合もあります。

〈1・19・24頁〉

わ 行

ワークショップ

複数の人々による協議の場とその手法で、自由な意見の中から、グループ内の意見をまとめ、少数意見にも配慮した合意形成を図ることです。

〈4・76頁〉

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のことで、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。

〈24・80頁〉